

議案第 3 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年東村山  
市条例第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 非常勤の特別職の職員の追加を行うため、本案を提出するものである。

4 東村山市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

社会教育委員	円	円	議会の議員の例 による。	15,000円	1,500円
	—	15,100			

」

を

「

最高情報統括 責任者補佐官 (CIO補佐 官)	円	円	議会の議員の例 による。	15,000円	1,500円
	—	300,000			
社会教育委員	—	15,100			

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

別表第2（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・ 船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1 夜につき）	食卓料 （1夜に つき）
	日額	月額			
最高情報統括責任者 補佐官（CIO補佐 官）	円 ＝	円 300,000	議会の議 員の例に よる。	15,000円	1,500円
社会教育委員	＝	15,100			
(略)					
備考 (略)					

旧 条 例

別表第2（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・ 船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1 夜につき）	食卓料 （1夜に つき）
	日額	月額			
			議会の議 員の例に よる。	15,000円	1,500円
社会教育委員	円 ＝	円 15,100			
(略)					
備考 (略)					